	会議録
会議名	第4回 丸亀市下水道事業運営審議会
開催日時	令和4年1月26日(水曜日) 午後1時55分~午後2時40分
開催場所	丸亀市役所 本館4階 災害対策本部会議室(北)
出席委員	角道 弘文、高橋 真貴子、天野 裕子、小幡 肇昭、丸尾 良一、 村尾 忠弘、横田 恵美
欠席委員	井上 美智子
傍聴者	1名
事務局	吉本都市整備部長、向井下水道課長、川崎下水道課副課長、高橋業務担当長、西山建設担当長、坂入浄化担当長、井上主査、近石副主任
議題	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 審議 (1)丸亀市下水道事業運営審議会答申(案) について (2)その他 4. その他(市長への答申の予定等) 5. 閉会
発言者	議事の概要及び発言の要旨
	【開会】
向井課長	本日は大変お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今より、第4回丸亀市下水道事業運営審議会を開会いたします。まず、本日の会議につきましては、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。次に、本日の資料について、ご確認をいただきたいと存じます。 (配布資料) ・丸亀市下水道事業運営審議会答申(案)
	・答申の骨子について それでは、丸亀市附属機関設置条例第7条によりまして、議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
	【会長あいさつ】
角道会長	皆さんこんにちは。過去3回、熱心にご議論いただき、また有益な意見を頂戴し、ここまで会議を進めることができました。今日は、答申について議論していただき、確定をできればと考えております。新型コロナ感染症の感染者が増えている状況ですので、しっかりと意見をいただきながらも、効率的に会議を進めて参りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。
	【傍聴者の確認】
角道会長	現時点で傍聴者の方が、お1人いらっしゃいますので、ご入室いただきます。
	(傍聴者入室)
	【審議】
	(1)丸亀市下水道事業運営審議会答申(案)について

角道会長

前回第3回審議会において、下水道使用料の改定率を5%として答申することについて、 委員の皆様からご賛同をいただきました。また、事務局に作成していただきました答申 の骨子をもとに、委員の皆様にご意見をいただきました。今回は、前回いただいた意見 を取り入れ、事務局と私の間で調整のうえ修正させていただいた答申案の試案を事務局 からご提示いただき、それを基に、答申案をまとめ上げたいと考えております。それで は、答申案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

資料に基づき、下水道使用料改定の答申案について説明

- 1. 適正な下水道使用料について
 - (1)使用料改定について
 - (2)使用料算定期間について
 - (3)使用料改定率について
 - (4)使用料改定の時期について
- 2. 答申に至る経緯について
- (1)下水道事業の現状と見通しについて
- (2)下水道使用料改定の妥当性の検証について
- (3)使用料算定期間の検討について
- (4)使用料改定率の考え方について
- (5)改定時期の検討について
- 3. 付帯意見
- (1)市民への情報公開について
- (2)下水道施設の計画的かつ効率的な更新について
- (3)下水道事業経営の効率化について
- (4)使用料体系について
- ・参考資料 答申の骨子について

角道会長

川崎副課長

全般に渡り、細部までご説明をいただきました。ご説明いただい内容に関しまして、何かご質問、ご意見、お気づきの点がございましたら、ご発言をお願いいたします。まずは、私からお聞きいたします。答申案2.(3)において、公共料金という表記が使われていますが、下水道使用料も公共料金であるという認識でよろしいでしょうか。

川崎副課長

はい。

角道会長

次に、答申案2.(2)において、基準外を含む繰入金となっていますが、他のところは基準外繰入金となっています。含むという表記が特段の意味を持たないのであれば、基準外繰入金に用語を統一した方が良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

川崎副課長

繰入金につきましては、基準外のものと、例えば汚水処理に係る基準内のものとがございますので、基準外という部分は少し強調するために書かせていただきました。

角道会長

基準内繰入金については、今後も継続となりますか。

川崎副課長

はい。

村尾委員

先ほど会長がおっしゃられた、基準外を含む繰入金ということで、基準外を含んだ繰入金で賄っているということはわかるのですが、次の行で「このために」という表記がなされていますので、基準外繰入金で賄っていることについて、値上げが必要という意味であると、私は理解いたしました。また、答申案2.(3)①経費削減に向けた取り組みの後半部分に、流域公共下水道へ接続するという表記がありますが、正しくは流域関連公共下水道であります。続けて、それに接続する広域的な事業という部分がありますが、こちらも広域化事業の方が適当であると思います。

川崎副課長

ご意見のとおり、修正いたします。

角道会長

正しくは流域関連公共下水道であります。また、その接続事業については、それ自身が 広域的な事業であるというよりは、広域化を目指す事業であり、流域関連公共下水道に 接続することによって広域化になるという意味です。

川崎副課長

答申案2.(2)において、基準外を含むとしていた部分につきましては、やはり統一的にするために、基準外繰入金に修正させていただきます。

丸尾委員

答申案2.(2)において、「昨今の社会情勢」の後に「、」がありますが、この読点は不要ではないでしょうか。また、答申案2.(4)において、算出することとなっていますが、この表現はこれで良いのでしょうか。合わせて、以上の条件を満たすためにとありますが、答申書においてはこのような書き方をするのでしょうか。条件なのではなく、いろいろなことを総合的に考慮した上で5%が妥当、ということではないでしょか。

角道会長

答申案2. (2) において、昨今の社会情勢と高い公共性という部分はワンセットですので、 読点は取っても良いと思います。また、我々が審議会の過程の中で改定率を具体的に計 上したわけではないため、答申案2. (4) における算出という言い方が適当なのかというこ とでしたので、改定率の検討にあたっては以下の点を考慮した、と改めることでいかが でしょうか。また、以上の条件を満たすためという部分につきましても、条件ではない と私も思いますので、単に以上を満たすため、という表現で良いのではないでしょう か。

髙橋委員

以上3点を満たすために、が良いのではないでしょうか。

角道会長

は、これまでにいろいろと時間かけて議論させていただいているので、今は言葉の調整をしている状況かと思います。ただ、根本的なところで何か漏れがあると困りますが、これでよろしいでしょうか。付帯意見についても、もう少しこのようなことを盛り込むべきということがあればご意見をお願いします。基本的には、前回お示しいただいた骨子を概ね反映しており、むしろそれにさらに付け加えていることもあります。また、本日は井上委員さんがご欠席ですが、井上委員さんにはあらかじめご意見を聴取していただいていますでしょうか。ありましたら、事務局よりお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、以上3点を満たすために、という表現にしましょう。本質的なところについて

川崎副課長

井上委員さんからは、意見なしというご回答を受けておりますことを、ご報告させていただきます。

角道会長

答申案原稿に対して、いくつか修正点がございましたが、それらはこの会議の中で提案 させていただきましたので、その内容で修正をしていただいた上で、それを答申とす る、ということでよろしくお願いいたします。

髙橋委員

答申案2. (2) において、独立採算について触れられていますので、先ほどご意見があった 基準外を含む繰入金という表現については、企業債の借入のことを含んでいるという意 味もあり、含むという表現を入れられたのではないですか。基準外でも繰り入れている けれど、それでも足りないから借入もしている、という意味は含まれてはいませんか。 企業債残高がありますから、借り入れはあると思いますので。

近石副主任

|工事財源は、借り入れで賄っています。赤字補填のための借り入れは、ありません。

向井課長

不足分を基準外繰入金で賄っているという書き方なのですが、それ以外に下水道使用料だけではなく、先ほど申しました国に認められている基準内繰入金につきましても、下水道事業を運営していく上の財源ということになります。そうしますと下水道使用料や基準内繰入金のみでは賄えておらず、不足分は一般会計からの基準外繰入金でも賄っている、という言い方もできなくはないと思われます。

角道会長

課題は、基準内繰入金をどうにかすることではなく、基準外繰入金をいかに抑制できるかということでありますので、それに注目した書き方をしていただいてると、私は理解しています。

(2) その他

天野委員

答申書が完成し、よかったと思います。ところで、先日商工会議所に市長がいらっしゃり、お話しされていましたが、昨年末に東京へ陳情に行かれたそうでして、その際に、下水道事業に対して15億6,000万円の補助金を得た、と報告をされていました。それはどこに入るものですか。

川崎副課長

ております。現在丸亀市では新浄化センターの建設を行っており、総事業費の半分は、 国から補助金をいただいております。新浄化センターにつきましては、令和5年度末から の供用開始が決まっているのですが、国の補助金無しでは、この事業を進めることがで きません。市長と部長には、国交省へ陳情に行っていただき、その結果として、国の予 算で15億円程度の補助金が予定通り確保できた、という意味合いでお話しされたのだと 思います。

市長には、来年度予算の要求時期である毎年11月頃に、国交省へ陳情に行っていただい

天野委員

これは単年度だけですか。また今年も行けば、いただけるのですか。

川崎副課長

陳情につきましては、昨年だけではなく、平成28年度から新浄化センターの事業が進んでいく中で、事業当初の平成29年度から継続して行っていただいております。要望する補助金につきましては、単年度のものであります。

少し補足をさせていただきます。陳情につきましては、毎年夏前ぐらいの補助金の概算

吉本部長

要望時と10月頃の本要望時に、基本的には市長と担当部長が上京して要望を行っております。下水道事業におきましても、先ほど副課長が説明いたしました新浄化センターの補助金につきましては、委員の皆様にご覧いただいたように現在の施設が老朽化していることもあり、令和5年度末に予定どおり完成させたいということで、毎年要望をしております。また、老朽化している下水道管渠の整備や、古いポンプ場の整備なども、基本的には国より補助を認めていただいておりまして、令和4年度につきましては総額で、先ほど天野委員さんがおっしゃっていた15億円程度の額を見込んでおります。これにつきましては、災害関連や国土強靱化の関係で、国土交通省より非常にご配慮いただいているところであります。

【その他】

角道会長

その他として、事務局より何かございますか。

川崎副課長

本日は、答申案の作成についてご審議いただき、誠にありがとうございました。今回ご審議いただきました内容にて修正のうえ、委員の皆様にはあらためて完成版をお送りいたします。また、角道会長には、審議会を代表して、令和4年2月3日16時半より、市長に答申書をお渡しいただく予定となっておりますことをこの場を借りて委員の皆様にご報告させていただきます。

角道会長

それでは、本日をもって、松永市長より諮問を受けました下水道使用料の適正化についての審議は終了となります。下水道による汚水処理につきましては、受益者負担の側面もありつつ、市の公共水域の衛生確保、水質の保全という意味合いもありますので、公共的な位置付けを意識し、今回の答申にお答えしなければならないということを念頭に置きながら、議論をして参りました。また同時に、丸亀市下水道課が担っている下水道事業は、市民の方々や丸亀市に事業所を置かれている企業の方々と切っても切れない関係でございまして、その丸亀市に新たに下水道事業を行う事業主体が参入してくるということはありえませんので、事業が言わば独占的な形になっている部分もございまして、5年先をめどとして5%値上げ、というところにまとめていただくことができまして、5年先をめどとして5%値上げ、というところにまとめていただくことができました。委員の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。それでは、これをもちまして審議会を終了いたします。

【閉会】

角道会長

最後に、都市整備部長様よりご挨拶をお願いします。

吉本部長

本日は委員の皆様より貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。委員の皆様のご協力により、答申内容がまとまりましたことに御礼申し上げます。また、角道会長におかれましては、スムーズに意見を集約していただき、ありがとうございました。会長におかれましては、市長への答申がございますので、引き続きよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、まだまだ寒い日が続きますがお体にお気をつけいただき、今後とも市政発展のためにご指導をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。